

E400 フィルム

E400 フィルム	材料価格を 10 円で除して得た点数
-----------	--------------------

「診療報酬の算定方法の一部を改正する件」（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 43 号）

告示	通知
<p>注 1 6 歳未満の乳幼児に対して胸部単純撮影又は腹部単純撮影を行った場合は、材料価格に 1.1 を乗じて得た額を 10 円で除して得た点数とする。</p> <p>注 2 使用薬剤の薬価は、別に厚生労働大臣が定める。</p>	

「特定保険医療材料及びその材料価格（材料価格基準）の一部を改正する件」

（平成 30 年 3 月 5 日 厚生労働省告示第 56 号：平成 28 年 4 月 1 日より適用）より抜粋

<フィルム>

規格	1 枚当たり材料価格
半切	122 円
大角	116 円
大四ツ切	81 円
四ツ切	63 円
六ツ切	51 円
八ツ切	48 円
カビネ	37 円

<画像記録用フィルム>

規格	1 枚当たり材料価格
半切	222 円
大角 211 円	185 円
大四ツ切	184 円
B4	151 円
四ツ切	133 円
六ツ切	118 円
24cm × 30cm	142 円